

著作権審議会第1小委員会  
専門部会（執行・罰則等関係）報告書（抜粋）  
平成11年10月

1 法人重課の導入

法人重課については、著作権等の侵害罪について導入することとし、著作者人格権や侵害罪以外の行為に係る罰則については、今後の違反実態に留意しながら、引き続き検討する。

(1) 背景

平成7年3月の著作権審議会第一小委員会専門部会（執行・罰則等関係）の中間報告においては、著作権法への法人重課（両罰規定において、法人に対する罰金額の上限を自然人に対する罰金額の上限より高くすること）の導入について、侵害行為の抑止という観点からは、自然人に比して一般に資力の高い法人に対しては相当の罰金刑を科さなければ実効を期し得ないため、法人には別途重い罰金刑を科すべきであるとする意見や、知的所有権制度全体の均衡を考慮すべきとする意見、さらに現在の罰金刑では法人の違反行為を抑止できないという実態があるのか否かという面に配慮すべきであるという意見等多様な意見が出され、専門部会として意見をまとめるには至らず、法人重課の導入は見送られた。

しかしながら、今日、法人等団体の社会・経済活動は、個人の活動範囲をはるかに超え、国民生活に少なからぬ影響を及ぼすことが多く、これに伴い、法人等の業務活動に関連して惹起される犯罪その他の不法行為は多様化するとともに増加していることから、両罰規定をいかに有効に機能させるかが重要な課題となっている。また、特許権等の侵害罪、詐欺行為罪及び虚偽表示罪については、通常、侵害にあたり一定の製造能力が必要であるとともに、侵害の主体が主に法人であるため、侵害による利益は個人に比べて高くなると予想されるが、改正前の特許法等では、こうした法人に対し両罰規定により侵害罪を適用しても、500万円の罰金刑にとどまることになり、その抑止には限界があること等の指摘があったことから、平成10年に特許法等において法人重課が導入され、平成11年にその範囲が拡大された。このような背景を踏まえ、著作権法への法人重課の導入についても再度検討する必要がある。

## (2) 著作権法への導入について

法人重課の著作権法への導入については、著作権等侵害においてもビデオ等の海賊版作成・頒布事件や上映権侵害事件のように法人の業務として侵害行為が行われているケースや、企業内違法コピーや違法送信等企业ぐるみで行われるケースが多く、このような場合にその規模は極めて大きいこと、他の知的所有権法制において既に導入されていることから、これらとの均衡を図る必要があること等から、法人業務主に対して十分な抑止力のある罰金を課すべきであるとの意見が大勢であった。このような状況を踏まえ、著作権法においても著作権等の侵害罪について特許法等と同様に法人重課を導入することが適当である。

また、著作者人格権の侵害や侵害罪以外の行為（第119条第2号、第120条の2等）に係る法人重課については、現時点においては法人重課が必要とされるような実態があるかどうかは明らかでないこと、また、平成11年に導入された技術的保護手段の回避や権利管理情報の改変等を行った者への罰則についてはその運用状況を踏まえた検討を行う必要があることから、今後の違反実態を踏まえ、十分な抑止効果の在り方についてさらなる検討が必要と考えられる。